

法務省民商第1840号
平成14年7月31日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

電子情報処理組織による商業登記等の事務の取扱いについて（通達）

標記の取扱いについては、平成5年12月27日付け法務省民四第7783号当職通達をもって示したところですが、商業登記規則等の一部を改正する省令（平成14年法務省令第47号。以下「改正省令」という。）及び商業登記規則第51条の2第1項の規定に基づき商号の登記に用いることができる符号に関する件（平成14年法務省告示第315号。以下「告示」という。）が本年11月1日から施行されることに伴い、同通達の一部を改正し、同日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

1 通達本文の改正

第2の2の(6)を次のように改める。

(6) 商号に記号（アンパサンド「&」、アポストロフィー「'」、コンマ「,」、ハイフン「-」、ピリオド「.」及び中点「・」を除く。）が用いられている会社の登記簿その他移記するのが適当でない登記簿

第2の3の(5)を次のように改める。

(5) 記号（アンパサンド「&」、アポストロフィー「'」、コンマ「,」、ハイフン「-」、ピリオド「.」及び中点「・」を除く。）を用いていた商号につき、商号の変更登記（更正登記）がされた登記簿

第5の2を次のように改める。

2 類似商号検索用ファイルには、会社及び商号の登記（商号の仮登記を含む。）を、調査の際に片仮名（ローマ字その他の符号を用いた商号（以下「ローマ字商号」という。）のローマ字部分については、ローマ字とする。）で入力し、それを意味のある最小単位に分割して、記録するものとする。

第6の4の(1)を次のように改める。

(1) 電子情報処理組織によって登記事務を取り扱う場合には、商号調査簿は、商号部及び目的部に区分して調製するものとする。

商号部には、会社及び個人商人の商号を五十音順（ローマ字商号にあっては、アルファベット順）に記載した書面を編綴し、目的部には、会社の事業目的及び個人商人の営業の種類を記載した書面を会社法人等番号順に編綴するものとする。この場合においては、目的部は、市町村（東京都の特別区の存する地域及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、その各区）ごとに編綴することを要しない。

2 通達中別紙「商業登記法第113条の2第1項の登記簿への移記要領」の改正第2章第5を次のように改める。

第5 類似商号検索用ファイルの作成

会社及び商号の登記（商号の仮登記を含む。）を移記するときは、類似商号の調査に資するため、会社の種類を表す部分を除いた商号（アポストロフィー「'」、コンマ「,」、ハイフン「-」、ピリオド「.」及び中点「・」を除く。）の読みを片仮名で入力し（アンパサンド「&」については、「アンド」と入力する。）、それを最小単位の単語に分割し、分割した単語と単語の間に「/」を入力して、類似商号検索用ファイルに記録するものとする。ただし、ローマ字商号にあっては、ローマ字部分とそれ以外の部分とを分割し（ローマ字部分が複数の単語からなるとき、又はローマ字部分の読みを区切ることができるときは、単語又は読みごとに分割する。）、分割後のローマ字部分は、分割部分ごとにその冒頭3文字を大文字に置き換えて入力し、「/」で区切った上、続けて当該分割部分の読みを片仮名で入力するものとする。

第5章を次のように改める。

第5章 閉鎖会社検索用ファイルの作成

索引票に記載されている商号等が朱抹されている会社の登記簿並びに破産宣告の登記がされている会社の登記簿及び設立無効、設立取消しの登記がされている会社の登記簿については、商号、商号の読み（片仮名又はローマ字）、会社の種別、管轄区域内の本店又は支店（市区町村まで記録すること。）、除却事由、除却年月日等を記録し、閉鎖会社検索用ファイルを作成するものとする。